

埴町デマンド交通実証運行

事業内容のご案内



令和8年4月

埴町地域公共交通活性化協議会

塙町デマンド交通実証運行

<はじめに>

福島県の県南地域にある塙町は中央に久慈川が流れ、東西に阿武隈山系と八溝山系の山々が広がる土地を有しており、人口は約7,800人程度ですが、その半数近くは町の中心部に居住しています。町の課題の一つとして、町内全域における高齢化とそれに伴う交通機関の不足が挙げられます。

福島交通のバス路線は確保しているものの、運行本数の減少、自宅からバス停までの移動手段など、様々な問題があります。

交通手段の諸問題を解決する糸口として、令和6年度から「デマンド交通実証運行」を開始しました。人口減少や少子高齢化、多様化する住民サービスに対応していくため、本事業を遂行していきます。

◆ デマンド交通とは

デマンド交通（小規模需要対応交通）とは、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関です。運転免許証や自家用車を所有していない方はもちろん、他の交通手段が確保できない方の“足”として、自宅から目的地まで送迎する仕組みとなっています。

また、利用者が事前予約により運行するという特徴があり、発着地を自由に組み合わせることも可能です。

◆ 塙町デマンド交通実証運行事業

塙町では、塙町地域公共交通活性化協議会において実証運行の内容を協議決定し、事業を実施しています。塙町におけるデマンド交通は令和6年度から実証運行を開始しました。

対象エリアを田代区に限定し、行政区への説明会を実施した後、平日の火・木曜日のみ7月から11月までの5カ月間運行を行いました。限定的な実証運行にもかかわらず、利用者からの需要も多くあり、継続して実証運行を進めていくこととなりました。

令和7年度から対象エリアを拡大し、さらに運行日数も平日の月～金曜日（週5日）とすることで、実証運行の検証を行い、今後の塙町における公共交通の改善や地域の実情に即した輸送サービスの実現を目指していきます。

◆ 実証運行概要

(1) 運行エリア

埴町デマンド交通実証運行の範囲は、自宅から町の中心部（大字埴）をメインに往復運行しています。※町外への送迎は実施していません。

詳細は5ページ「埴町デマンド交通実証運行エリア」を参照

(2) 運行日

平日 月曜日～金曜日（週5日）

※土、日、祝日、お盆期間、年末年始は運行しません。

その他、悪天候などにより予告なく運行を休止する場合があります。

(3) 運行時間

午前8時～午後3時30分

<運行例>

- 1 便 ・ 行き 朝 8 : 3 0 自宅発 ⇒ 9 : 3 0 埴厚生病院着（診療、お買い物など）
・ 帰り 1 3 : 0 0 埴厚生病院発 ⇒ 1 4 : 0 0 自宅着
- 2 便 ・ 行き 朝 9 : 3 0 自宅発 ⇒ 1 0 : 3 0 埴町役場（行政手続きなど）
・ 帰り 1 4 : 0 0 磐城埴駅 ⇒ 1 5 : 0 0 自宅着

◆ ご利用の流れ

(1) 利用対象者

埴町デマンド交通対象エリアに居住していて、車を運転しない・できない、バスなどの交通機関が利用しにくい原則 60 歳以上（※）の方で、「デマンド交通事前登録申請書」により申請し【利用登録者証】を交付された方。

※特別な事情がある場合は、59 歳以下の方でも利用できる場合があります。

(2) 利用登録

埴町デマンド交通を利用される場合は事前に利用登録が必要となります。「デマンド交通事前登録申請書」に必要事項をご記入いただき、地元区長又は埴町地域公共交通活性化協議会（事務局：埴町 まち振興課）へ提出してください。

また、既に利用申請し「利用登録者証」をお持ちの方は、再度の申請は不要です。

利用に関するお問い合わせ・申請書の提出先

963-5492

塙町大字塙字大町三丁目 21 番地

埧町地域公共交通活性化協議会

(事務局 塙町 まち振興課 地域づくり係)

電話 0247-43-2112 Fax 0247-43-2116

(3) 利用登録者証

デマンド交通事前登録申請書を受け付けた後、事務局より「利用登録者証」を交付します。記載内容のご確認をお願いいたします。利用登録者証は登録者本人のみが使用出来るもので、予約や利用の際に必要となりますので大切に保管してください。破損、紛失した場合は事務局までご連絡ください。

利用登録者証（イメージ）

(おもて面)

(うら面)

塙町デマンド交通 利用登録者証
 登録番号：【 】 行政区：()
 氏 名：
 予約受付電話番号(受付 平日8:30～15:00)
0247-43-2153
 塙町シルバー人材センター
発行元 塙町地域公共交通活性化協議会
(事務局 塙町 まち振興課 地域づくり係)

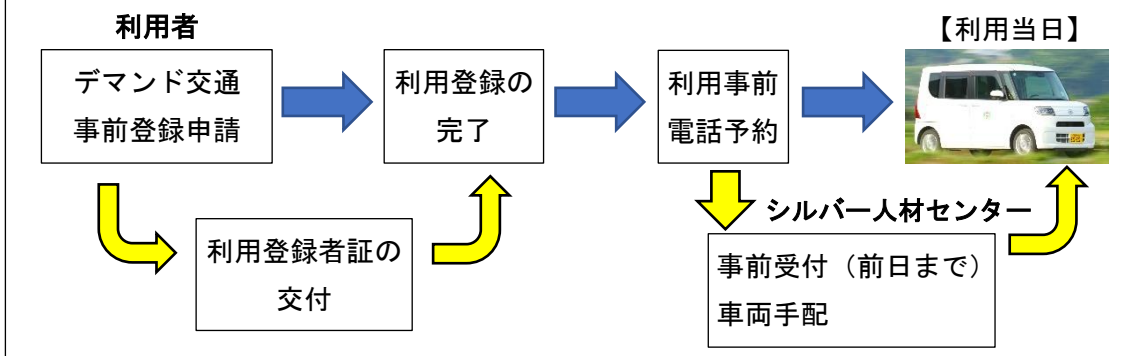

埴町デマンド交通 利用について
～利用の際の注意点～

- ①利用の際は必ず事前予約をお願いします。
- ②利用予約は利用希望日の前日(平日)午後3時までにご連絡ください。
- ③町外への送迎はご遠慮ください。
- ④予約の変更・キャンセルをする場合はお早目にご連絡ください。
- ⑤利用登録者証は大切に保管してください。

埴町地域公共交通活性化協議会
事務局 まち振興課 地域づくり係 ☎43-2112

＜ご利用の流れ＞

利用対象エリアの方が、塙町デマンド交通実証運行を利用する場合は以下の手順により利用が可能となります。



(4) 予約体制

利用の際は、事前に利用の電話予約をお願いします。予約は、「埴町シルバー人材センター」が受け付けています。利用希望日の前日（平日）午後3時まで。当日の予約受付は原則、対応出来ません。

予約受付電話番号（受付 平日8：30～15：00）

0 2 4 7 - 4 3 - 2 1 5 3

埴町シルバー人材センター

お電話にて、お名前、利用日、乗り降りする時間、行先等をお伝えください。

※運行している台数に限りがあるため、乗り降りする時間を調整させていただく場合があります。

※予約の変更・キャンセルはお早目にご連絡ください。

(5) 利用料金

利用料金：無 料 （※令和8年度現在）

◆ 利用上の注意

利用される方は以下の点に【ご注意】【お願い】して利用いただきます。

- ①対象地区外への転居、町外への転出等により利用対象外となった場合は事務局へご連絡をお願いします。
- ②対象地区外、大字埴以外及び町外への送迎は出来ません。（ただし、通り道沿いなどの送迎は可能となる場合があります）
- ③運行している車両の台数に限りがあるため、乗車（または降車）時間を調整いただく場合があります。
- ④同じ時間帯や同じ行き先となる場合は乗合い（同時に複数名乗車）をお願いいたします。
- ⑤予約をしていないデマンド交通の車両に乗ることは出来ません。
- ⑥予定時刻になっても、指定場所に利用者が来ない場合は「キャンセル」と判断させていただきます。
- ⑦泥酔した状態での乗車や運行の妨げとなる行為は、車両運転の安全を確保出来ないため、利用を拒否（または停止）させていただく場合があります。
- ⑧悪天候（大雨や大雪）等により車両運行が出来ないと事務局で判断した場合は、予告なく運行を休止する場合があります。

◆ 事業実施体制

(1) 埴町デマンド交通実証運行に関する問い合わせ

埴町地域公共交通活性化協議会（事務局 埴町 まち振興課 地域づくり係）

電話 0247-43-2112

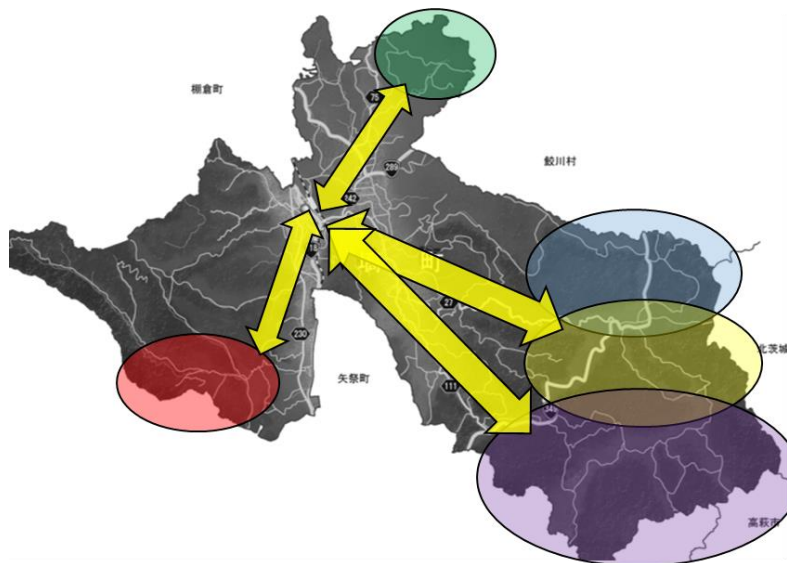
(2) 利用予約・運行に関する問い合わせ

埴町シルバー人材センター

電話 0247-43-2153

◆ 埴町デマンド交通実証運行エリア

現在、埴町では以下のエリアを対象にデマンド交通実証運行を実施しています。



【笹原地区】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 田代区（令和6年度～） | ・ 田野作区（令和7年5月～） |
| ・ 山形区（令和7年5月～） | ・ 大蔵区（令和7年9月～） |
| ・ 那倉区（令和7年6月～） | ・ 片貝区（令和7年7月～） |
| ・ 矢塚区（令和7年8月～） | ・ 湯岐区（令和7年7月～） |
| ・ 木野反区（令和7年7月～） | ・ 折籠区（令和7年7月～） |
| ・ 前田区（令和8年6月～（予定）） | ・ 大畑区（令和8年6月～（予定）） |

【高城地区】

- ・ 真名畑区（令和7年12月～）

【常豊地区】

- ・ 東河内一区の一部（字秋葉下・上台・出戸）、東河内二区（令和7年11月～）

埧町デマンド交通実証運行 事業内容のご案内

初版 令和 7 年 4 月

(更新 令和 8 年 4 月)

発行元

埧町地域公共交通活性化協議会（事務局 埧町 まち振興課 地域づくり係）

〒963-5492 埧町大字埧字大町三丁目 21 番地

電話 0247-43-2112 Fax 0247-43-2116